

■ 拡声機の使用制限

(静岡県生活環境の保全等に関する条例第76条第1項)

区分	商業宣伝			商業宣伝以外(※2に定める場合は除く)
	病院、学校等周辺※1	航空機から機外へ	屋外、屋内から屋外へ	
使用時間	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後6時まで	午前10時から午後8時まで	制限なし
禁止時間	上記以外、1回10分以内とし、次の使用までの10分間	上記以外及び日曜日、祝日	上記以外	制限なし
音量	第1種区域	50デシベル	—	55デシベル
	第2種区域	55デシベル	—	60デシベル
	第3種区域	65デシベル	—	70デシベル
	第4種区域	70デシベル	—	75デシベル
測定地点	拡声機から10m離れた位置(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地境界線)	—	拡声機から10m離れた位置(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地境界線)	拡声機から10m離れた位置(10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の敷地境界線)

第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域(富厚里地区の一部を除く)、都市計画区域外の地域

第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、富厚里地区の一部

第4種区域：工業地域、工業専用地域

※1 病院、学校等周辺

次に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートル以内の区域

- ・医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの(以下「病院等」という。)
- ・学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(以下「学校」という。)
- ・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所(以下「保育所」という。)
- ・図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館(以下「図書館」という。)
- ・老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム(以下「特別養護老人ホーム」という。)

※2

- ・広報、その他の公共の目的のために拡声機をしようするとき。
- ・公職選挙法に基づく選挙運動のために拡声機を使用するとき。
- ・祭礼、盆踊り、運動会その他これらに類する一時的行事のために拡声機を使用するとき。